

令和4年5月13日

令和4年度第2回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年5月13日（金曜日） 午後2時00分
2. 開会場所 浪岡庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和4年5月13日（金曜日） 午後2時25分

4. 議案

- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第11号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第12号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
 議案第13号 青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 安 部 浩 一	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 建 秀	5 番 鎌 田 清 勝	6 番 工 藤 隆 志
7 番 窪 寺 洋 志	8 番 齊 藤 光 朗	10 番 堤 武 久
13 番 中 村 美 喜 雄	14 番 成 田 貴 吉	15 番 西 澤 清 光
16 番 野 口 友 子	17 番 福 士 修 身	18 番 安 田 昌 樹
19 番 山 田 正 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9 番 澤 田 今日一	11 番 豊 川 明 子	12 番 長 野 英 雄
-------------	--------------	--------------

7. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	小 笠 原 訓 史	事 務 局 次 長	工 藤 哲 也
事 務 局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	工 藤 武	主 事	天 内 隆 人

8. 議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

（事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用

最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長（福士修身会長）

それでは、ただ今から、令和4年度第2回青森市農業委員会月例総会を開会します。
これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中16名が出席しております。

○議長（福士修身会長）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。13番中村美喜雄委員、14番成田貴吉委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第8号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が4件、賃貸借が2件です。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから3ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由は、譲渡人または貸主については、労力不足や贈与のためであり、譲受人または借主については、経営規模の拡大や贈与を受けるためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」とおりであります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

ないようですので、本案についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第9号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区での農地転用を目的とする所有権移転を伴う農地法第5条の転用許可申請が1件です。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。申請の場所については、事前に送付しております案内略図でご確認願います。

右上に議案第9号 関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号は2番、申請地、譲受人、譲渡人、転用目的は記載のとおりで、譲受人、譲渡人は親

子です。

申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページが位置図、4 ページが法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページから 7 ページが土地の登記簿、8 ページが市街化調整区域での開発行為に係る開発行為許可申請書、9 ページが道路工事施行承認申請書となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず 1 点目、立地基準については、申請地は、「市街地化の傾向が著しい区域」に近接する農地で、宅地化の状況からみて、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断しております。

第 2 種農地は、不許可の例外として「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という基準があります。

今回の一般住宅の建築は、幸畑字唐崎の集落に接続するものであることから、いわゆる集落接続となり、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目及び建物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

ないようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第 10 号、11 号及び 12 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 5 ページから 6 ページに記載の 5 件、利用権設定が 7 ページから 10 ページに記載の 7 件の合計 12 件であります。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 11 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該利用集積計画案決定後の、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

また、11 ページ目の議案第 12 号につきましては、以前から農地中間管理機構が利用権設定を受けていた農地の転貸予定内容に対する意見を求められています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について、当該計画等のおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

(農業政策課 入場)

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 13 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課の農業政策課から説明をお願いします。

○議長 (福士修身会長)

それでは、まず自己紹介をしていただいて、青森農業振興地域整備計画の変更案の説明をお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査

青森市農業政策課の相馬と申します。よろしくお願いします。

○農業政策課 工藤主事

青森市農業政策課の工藤と申します。よろしくお願いします。議案第 13 号の青森農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。

お手元の議案第 13 号関係資料の青森農業振興地域整備計画の変更案でございますが、表紙をめくっていただいて、1 ページ目が、今回の変更部分抜粋です。表が見にくいので、次のページに横書きで表だけ拡大したものになりますが、今回の変更は原別地区で農用地区域からの除外の申出 1 件になります。

次のページが農用地利用計画附図になります。黄色く塗りつぶされているのが「農用地区域」として指定された土地であり、紫色で網掛けされている部分が今回の申出地となっております。

次のページの、青森農業振興地域整備計画変更案資料と書かれた資料をご覧ください。

農用地利用計画以外の変更はなく、整理番号の青森 - 1 は除外で、所在地は●●●●●●●●の 1 筆 479.79 m²です。現況は宅地、農用地利用計画で農地として指定がかかっております。申出者は●●●●●、変更理由が住宅及び駐車場の造成となります。

次に、概要を説明させていただきます。

当該土地につきましては、昭和 45 年に住宅建築のため土地が分筆され、前所有者に所有権移転されたものであり、その後、建築確認の申請を得て、昭和 50 年に住宅が新築されました。令和 4 年 4 月 15 日、申出者に所有権移転がされており、当該土地は、昭和 45 年 12 月 17 日に農地転用許可を受けて宅地となっており、今後も農地としての利用は見込めないものになります。

次ページの審査表についてですが、除外の条件を満たすかどうかにつきましても、記載のとおり、申出地は登記地目が宅地、現況地目が宅地であり、以前より農地として利用されておらず、今後も農地としての利用は見込めないことから、「農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地」には含まれないと判断しております。

以上で説明を終わります。

○議長（福士修身会長）

ありがとうございました。

ただいまの農業政策課の説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、異議なしと認め、そのように決定します。農業政策課さんありがとうございました。

（農業政策課 退場）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第3号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第4号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が5件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（福士修身会長）

次に、報告第5号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が3件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（福士修身会長）

続いてその他に移りますが、まず最初に事務局の方から何かございますか。

○事務局

(特になし)

○議長（福士修身会長）

最後になりますが、委員のみなさん、何かございますか。

○各委員

（特になし）

○事務局

（次回の月例総会は6月10日（金）午後1時から、場所は柳川庁舎大会議室で開催予定の連絡）

○議長（福士修身会長）

これを持ちまして、令和4年度第2回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。